金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書

我が国の経済情勢は、長引く景気低迷により悪化の一途をたどっており、中小企業を取り巻く経営環境は一段と厳しい状況に置かれている。

このような中、不良債権の最終処理によって、連鎖倒産や失業者の激増が予想されるなど、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が懸念されている。

また、中小企業の実態にそぐわない「金融検査マニュアル」の一律適用や「ペイオフ解禁」に伴う特定金融機関への預金集中によって、地域金融機関の資金不足と中小企業への融資抑制が生じる懸念が高まっている。

当県においても、平成１３年度の県内企業倒産件数は１２３件、本年１０月の県内完全失業率は８.６％となるなど、中小企業の経営環境は一段と厳しさを増している。

よって、当町議会は、中小企業に対する地域金融の円滑化を図るため、国会及び関係行政機関に対して、次の事項について早急な措置を講じるよう強く要請する。

記

1　中小企業向け融資の場合には、中小企業の実情に沿った別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成し、それを適用すること。
2　不良債権の最終処理に当たっては、中小企業や地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。
3　保証協会業務の一層の強化を図り、保証の条件として第三者保証を求めないなど、より一層の条件緩和を図ること。
4　社会的に要請されている望ましい分野に資金が円滑に供給されているかどうかを調査（アセスメント）して、銀行業務本来の公共性を確保することを監督機関に義務づける「金融アセスメント法」の早期制定に取り組むこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１４年１２月１２日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、金融担当大臣